

## 第2章 保安機関の申請・届出等の手続き

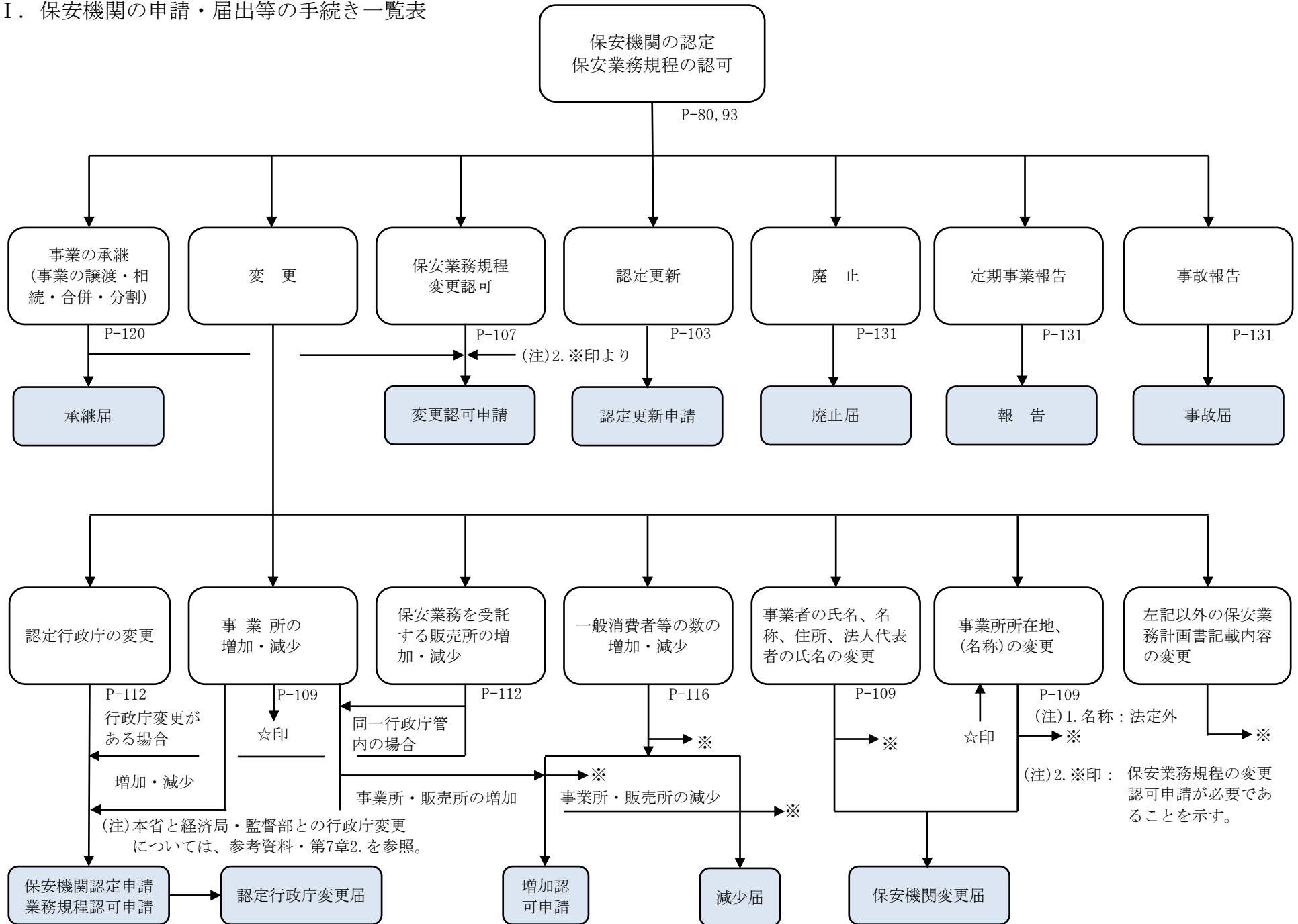
## 第2章 保安機関の申請・届出等の手続き

### 目 次

I. 保安機関の申請・届出等の手続き一覧表	82
II. 保安機関の申請・届出等の手続き要領	83
1. 保安機関の認定申請	83
1-1 保安機関の認定申請に係る法令	83
1-2 保安機関の認定申請に係る提出書類一覧表	83
1-3 保安機関認定申請書の作成例	85
2. 保安業務規程の認可申請	94
2-1 保安業務規程の認可申請に係る法令	94
2-2 保安業務規程の認可申請に係る提出書類一覧表	94
2-3 保安業務規程認可申請書の作成例	95
3. 保安機関の認定更新の申請	104
3-1 保安機関の認定更新に係る法令	104
3-2 保安機関の認定更新に係る提出書類一覧表	104
3-3 保安機関認定更新申請書の作成例	107
4. 保安業務規程の変更認可申請	108
4-1 保安業務規程の変更認可申請に係る法令	108
4-2 保安業務規程の変更認可申請に係る提出書類一覧表	108
4-3 保安業務規程認可申請書の作成例	109
5. 保安機関に係る変更の届出	110
5-1 保安機関の変更届出に係る法令	110
5-2 保安機関の変更届出に係る提出書類一覧表	111
5-3 保安機関の変更届書の作成例	112
6. 保安機関の認定行政庁の変更関係	113
6-1 保安機関の認定行政庁の変更届出に係る法令	113
6-2 保安機関の認定行政庁の変更に係る提出書類一覧表	114
6-3 保安機関の認定行政庁の変更届書の作成例	115
7. 一般消費者等の数の増減に係る申請・届出	117
7-1 一般消費者等の数の増減に係る法令	117
7-2 一般消費者等の数の増減に係る提出書類一覧表	118
7-3 一般消費者等の数の増減に係る申請書・届書の作成例	119
8. 保安機関の承継等に係る届出	121
8-1 保安機関の承継等に係る法令	121
8-2 保安機関の承継等に係る提出書類一覧表	122
8-3 保安機関の承継等に係る届書の作成例	124
9. その他の届出・報告等	132
9-1 保安業務の廃止届出、保安業務実施状況報告等に係る法令	132
9-2 保安業務の廃止届出、保安業務実施状況報告等に係る提出書類一覧表	132
9-3 保安業務廃止届書、保安業務実施状況報告書の作成例	133

END 135

I. 保安機関の申請・届出等の手続き一覧表



## II. 保安機関の申請・届出等の手続き要領

### 1. 保安機関の認定申請

#### 1-1 保安機関の認定申請に係る法令

保安業務区分毎に認定を受けます。従って保安業務区分を追加する場合は新たな認定が必要となります。

1の都道府県の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者が保安機関の認定の申請を行う場合

法第29条  
規則第30条第1項により、  
所管行政庁に保安機関の  
認定申請

提出先：当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事

1の産業保安監督部の管轄区域内であって2以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者が保安機関の認定の申請を行う場合

(注)以下、産業保安監督部を  
「監督部」の略称で記載します。

産業保安監督部長を  
「監督部長」の略称で記載します。

提出先：当該販売所の所在地を管轄する監督部長

2以上の監督部の管轄区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者が保安機関の認定の申請を行う場合

提出先：経済産業大臣

(注)以下、経済産業大臣を  
「経済大臣」の略称で記載します。

#### 1-2 保安機関の認定申請に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	大 臣	
保安機関認定申請書	30-1	12	○	○	○	82
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等	30-1	—	○	○	○	83
① 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	84
(1) 保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1	—	○	○	○	85
(2) 保安業務資格者等一覧表	30-2-1	—	○	○	○	86
② 一般消費者等の範囲を示した図面	30-2-2	—	○	○	○	87
③ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証証明書等）	30-2-3	—	○	○	○	88
④ 役員及び規則第33条に定める構成員の説明書	30-2-4	—	○	○	○	90
⑤ 保安業務以外の業務の種類等の説明書（会社概要）	30-2-5	—	○	○	○	91

⑥ 法人の定款	30-2-6	—	○	○	○	—
⑦ 法人の登記事項証明書	30-2-6	—	○	○	○	—
⑧ 欠格条項に該当しないことの誓約書	30-2-7	—	○	○	○	92
<p>(注) 1. 保安機関認定申請書の提出書類は、作成例を参照すること。</p> <p>2. ②の図面は、緊急時対応を行う場合のみ添付し、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載すること。</p> <p>(保安機関認定通達)</p>						

### 1-3 保安機関認定申請書の作成例

様式第12(第30条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

## 保安機関認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第2項の規定により同条第1項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

2 認定を受けようとする保安業務区分

別紙のとおり

3 保安業務区分ごとの一般消費者等の数

別紙のとおり

4 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名

〇〇県、□□県

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地		2. 認定を受けようとする保安業務区分							3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数						
名称	所在地	検・調査 供給開始時点	容器交換時等 供給設備点検	点検 定期供給設備	調査 定期消費設備	周知	緊急時対応	緊急時連絡	検・調査 供給開始時点	容器交換時等 供給設備点検	点検 定期供給設備	調査 定期消費設備	周知	緊急時対応	緊急時連絡
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	—	○	○	○	○	○	—	—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	—
□□営業所	□□県□□市□□町□丁目□□番地	—	○	○	○	○	○	—	—	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	—

(注) 1. 上記表中の2. 認定を受けようとする保安業務区分欄、3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数欄の「—」記号は認定を受けないことを示す。  
 2. 供給開始時点検・調査業務は、容器交換時等供給設備点検・定期供給設備点検・定期消費設備調査の3区分の認定を受けていれば、そのうち最小の消費者数までは、供給開始時点検・調査の認定を受けることなくその業務を行うことができる。(規則関係通達第29条(保安業務区分)関係による。次の3. も同じ)  
 3. 「緊急時対応」を行うことにつき法第29条第1項の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が法第29条第3項の規定により申請した一般消費者等の数より少ない場合、当該事業所は、同項の規定により申請した一般消費者等の数までは、新たに法第29条第1項の認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができる。

保安業務計画書

事業所の名称 ○○営業所  
 事業所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分		供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数		—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	—
保安業務資格者の数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 3人 製造保安責任者 0人 その他 0人(業務主任者の代理者)						
調査員の数			0					
保安業務資格者及び調査員 以外の者であって保安業務 に従事する者				0				
年間実働日数又は 平均月間実働日数			22 日/月	260 日/年	260 日/年			
保安業務 用機	自記圧力計	1 個						
	マンメータ	1 個						
	ガス検知器	1 個						
	漏えい検知液	3 個						
	緊急工具類	3 個						
	一酸化炭素測定器	1 個						
	ボーリングバー	1 個						
		(数字は次頁で計算した法定数)						
緊急時対応を行う場合に あってはその方法		出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話・ファクシミリ 集中監視システム導入 : 有・無						

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 事業所ごとに記載すること。

(注) 1. 保安業務資格者の数欄のその他の( )内には、具体的に資格を記入すること。  
 2. 「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であって保安業務資格者に同行しない者は含まれない。  
 3. 年間実働日数又は平均月間実働日数は、各事業所の実態にあった日数を記入すること。  
 4. 「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」は、緊急時対応の認定の申請をする保安機関のみが記載することとなり、具体的には、出動するための手段(自動車、オートバイ等)、緊急時の連絡の受信方法(電話等)及び集中監視システムの導入の有無について記載する。(注2, 4は保安機関認定通達)



## 保安業務資格者数及び保安業務用機器数の算定

事業所の名称 ○○営業所

事業所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地

### 1. 保安業務資格者数の算定

#### (1) 容器交換時等供給設備点検（告示第2条第1号表中ロによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業数} = 3,800 \times \frac{1}{100 \times 22} - 0 - 0 = 1.727$$

#### (2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査（告示第2条第2号表中イによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4} = 0.183$$

#### (3) 周知（告示第2条第2号表中ロによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{40,000} = 3,800 \times \frac{1}{40,000} = 0.095$$

#### (4) 緊急時対応（告示第2条第1号表中へによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} = 3,800 \times \frac{1}{20,000} = 0.190$$

#### (5) 保安業務資格者数

$$(1) + (2) + (3) + (4) = 1.727 + 0.183 + 0.095 + 0.190 = 2.195 \quad \text{切り上げて3人以上必要}$$

### 2. 保安業務用機器数の算定

#### (1) 容器交換時等供給設備点検

告示第3条第1項表中ロによる算定（告示第2条第1号表中ロによる算定に調査員・充てん作業数を加えた数）

【漏えい検知液・緊急工具類】

$$\begin{aligned} \text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業数} + \text{調査員数} + \text{充てん作業数} \\ = 3,800 \times \frac{1}{100 \times 22} - 0 - 0 + 0 + 0 = 1.727 \end{aligned}$$

#### (2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査

##### ① 告示第3条第2項による算定（告示第2条第2号表中イによる算定）

【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・ポーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4} = 0.183$$

##### ② 告示第3条第2項による算定（告示第2条第1号表中ニによる算定）

【一酸化炭素測定器】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{25 \times 260} \times \frac{1}{4} = 0.146$$

#### (3) 緊急時対応

告示第3条第1項表中ホによる算定（告示第2条第1号表中へによる算定）

【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・一酸化炭素測定器・ポーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} = 3,800 \times \frac{1}{20,000} = 0.190$$

#### (4) 保安業務用機器数

自記圧力計	(2)① + (3) = 0.183 + 0.190 = 0.373	切り上げて1以上必要
又はマノメータ		
ガス検知器	(2)① + (3) = 0.183 + 0.190 = 0.373	切り上げて1以上必要
漏えい検知液	(1) + (2)① + (3) = 1.727 + 0.183 + 0.190 = 2.100	切り上げて3以上必要
緊急工具類	(1) + (2)① + (3) = 1.727 + 0.183 + 0.190 = 2.100	切り上げて3以上必要
一酸化炭素測定器	(2)② + (3) = 0.146 + 0.190 = 0.336	切り上げて1以上必要
ポーリングバー	(2)① + (3) = 0.183 + 0.190 = 0.373	切り上げて1以上必要

(注) 1. 記載例中の告示は、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号）をいう。（平成11年12月28日改正）  
 2. 各保安業務区分ごとの算定数値は、小数点以下第4位を四捨五入して記載すること。  
 3. 資格者数、機器数は、算定値の合計を小数点以下第1位を切り上げて記載すること。

### 保安業務資格者等一覧表

事業所の名称 ○○営業所  
 事業所の所在地 □□県○○市○○町○丁目○○番地

氏名	免状の種類	免状番号	交付年月日
○○ ○○	液化石油ガス設備士免状	□□ ○○○○○	元号00年00月00日
○○ ○○	液化石油ガス設備士免状	□□ ○○○○○	元号00年00月00日
○○ ○○	第二種販売主任者免状	□□ ○○○○○	元号00年00月00日
			日付は、和暦とすること。
		(注：□□は県名)	

- (注) 1. 免状の種類欄は、免状を重複所有している場合には、液化石油ガス設備士免状、高圧ガス販売主任者免状(販Ⅱ)、高圧ガス製造保安責任者免状(乙化・丙化等)、業務主任者の代理者講習修了証、保安業務員講習修了証、液化石油ガス調査員講習修了証の順に1種類の免状だけを記載すること。
2. 免状番号欄は、番号の前に免状交付の県名を記載すること。
  3. 免状の写し(再講習受講記録を含む。)を添付すること。
  4. 保安業務資格者が申請事業者の従業員であることの証明を書面で求められる場合があるので、所管行政庁に記載方法等について確認すること。

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

事業所名 ○○事業所

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図を添付

(注書欄を参照すること。)

- (注) 1. 地図に事業所の位置を示すこと。(地図は縮尺表示が必要)
2. 道路に沿って30分以内に到着できる範囲を記入する。  
(道路の制限速度、混雑状況を勘案する。)
3. 本図面の書き方については行政庁により差異があるので申請先に確認すること。

# L P ガス受託認定保安機関賠償責任保険付保証明書（例）

第 号  
(西暦) 年 月 日

〇〇産業保安監督部長 殿

一般財団法人  
全国L P ガス保安共済事業団  
理事長 〇 〇 〇 〇 印

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第32条に規定する条件に適合する賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

## 付保証明依頼書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人  
全国L P ガス保安共済事業団 殿

被保険者（保険料の負担者）  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地  
  
氏名又は  
名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 印

保険契約者  
一般社団法人 全国L P ガス協会  
東京都港区新橋1-18-6

保険者  
東日本地区幹事 損害保険ジャパン日本興亜(株)  
東京都新宿区西新宿1-26-1  
西日本地区幹事 東京海上日動火災保険(株)  
東京都千代田区丸の内1-2-1

保険期間 (西暦) 年 月 日～(西暦) 年 月 日

下記のとおり保険契約をしましたので証明をお願いします。

都道府県	事業所名	所在地	補償限度額タイプ			I II		備考
			付保安業務	イ	ロ	ハ	ニ	
			販売所数					
			消費者戸数					
			販売所数					
			消費者戸数					
			販売所数					
			消費者戸数					
			販売所数					
			消費者戸数					
			販売所数					
			消費者戸数					

1. 補償限度額タイプはI、IIのいずれかに○印をつける。
2. 付保安業務は右表を参照のうえ、該当欄の付保数を記入してください。

保安業務内容	
イ	供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応
ロ	定期供給設備点検、定期消費設備調査
ハ	容器交換時等供給設備点検
ニ	緊急時連絡

《 MEMO 》

役員及び規則第33条に定める構成員の構成を説明した書面

(1) 役員構成及び履歴

氏名	職名	履歴
〇〇 〇〇	代表取締役会長	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 代表取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	代表取締役社長	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 代表取締役社長に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	専務取締役	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 専務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	常務取締役	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 常務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	現行〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 取締役に就任 (非常勤) 現在に至る
		日付は、和暦とすること。

(注) 非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。(非常勤役員の場合は履歴欄にその旨を記載する。)

(2) 構成員の状況

株主	持株比率 %	主要な業務
〇〇 〇〇	50	液化石油ガスの販売業務及び保安業務
〇〇 〇〇	10	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	液化石油ガス設備工場の業務
〇〇 〇〇	5	〃

発行済株式の総数 : 〇〇〇,〇〇〇株      資本の額 : 〇千万円  
 保安業務に係る構成員の持株比率 : 90% (内訳 : 50% 1人 + 10% 1人 + 5% 6人)

(注) 1. 通達で定める液化石油ガス供給機器、消費機器の製造・販売を主たる事業としている者及び液化石油ガス設備工事を主たる事業としている者が1/3を超えないこと。  
 2. 株主が多数であるため、この様式で対応できない場合は、申請先に相談すること。

## 会 社 概 要

事業者名	〇〇液化石油ガス株式会社		登録番号	第〇〇〇〇〇〇〇号
住 所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地		電話番号	000-000-0000
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇		資 本 金	〇〇,〇〇〇千円
売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円	L P ガス部門売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円	
社員総数	〇〇〇名	L P ガス部門社員数	〇〇〇名	
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 液化石油ガスの貯蔵、充てん及び販売業務</li> <li>2. 液化石油ガスの配送業務</li> <li>3. 液化石油ガスに関する保安業務</li> <li>4. 液化石油ガス機器類の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>5. 厨房、給湯器、空調機等の住宅設備機器の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>6. 燃料油、潤滑油等の貯蔵、販売及びその設備の設計と工事</li> <li>7. 給排水設備機器の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>8. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>			

- (注) 1. 売上金額欄は、直近の事業年度の売上金額を記載すること。  
 2. 事業内容欄は、定款の事業目的で定めていることを記載すること。  
 3. 会社案内等で代替が可能な場合は、この文書は不要となります。



欠格条項に該当しないことの誓約書

氏 名	職 名	現 住 所
○ ○ ○ ○	代表取締役会長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	代表取締役社長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	専務取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	常務取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地

上記の者は当社の業務を行う役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する欠格条項に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

令和○○年○○月○○日

○○産業保安監督部長 殿

名 称 ○○液化石油ガス株式会社  
 代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

(注) 当社の業務を行う役員は、非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。

## 2. 保安業務規程の認可申請

### 2-1 保安業務規程の認可申請に係る法令

保安業務規程は、保安機関の認定申請と同時に、規則第39条第2項による定めるべき事項を記載して、保安機関の認定をする所管行政庁に認可申請をします。

保安業務規程の認可を受けようとする場合

法第35条  
規則第39条第1項により、保安機関の認定をする所管行政庁に保安業務規程の認可申請

保安業務規程の作成に当たっては、通達「2 保安機関の認定について」の「別添、保安業務規程の記載例について」及び本書の作成例を参照してください。

### 2-2 保安業務規程の認可申請に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
保安業務規程認可申請書	39-1	17	○	○	○	94
① 保安業務規程	39-1, 2	—	○	○	○	95
② 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	102

(注) 以前は、委託を受ける保安機関の場合、委託を受けない保安機関の場合で第4条の連絡の方法の記載で区分していたが、委託を受けない場合でも事業者内での連絡の方法が必要であるため、保安業務規程は同じものとした。

## 2-3 保安業務規程認可申請書の作成例

様式第17(第39条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

### 保安業務規程認可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので、申請します。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 〇〇産業保安監督部長の保安機関の認定を受けている者が合併等により承継する場合は、保安業務規程の申請は変更の認可申請とすること。  
2. 〇〇産業保安監督部長の保安機関の認定を受けたことのない者が保安機関の地位を承継した場合は、保安業務規程の申請は新規の認可申請とすること。

《保安業務規程の作成例》

# 保 安 業 務 規 程

令和□□年□□月□□日

〇〇液化石油ガス株式会社

(注) 本保安業務規程は作成例であり、各事業者の保安業務状況に合わせて作成すること。

## 保安業務規程

(目的)

**第1条** この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(事業所の所在地等)

**第2条** 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

(注) 別表は、保安機関の認定申請時のものを添付すること。

(保安業務の実施の方法)

**第3条** 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

- ① 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者（以下「委託者」とい、当社が自ら保安業務を行おうとする場合を含む。）からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う5日前までに行わなければならないが、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。
- ② 供給開始時点検・調査は、別表－1の1.イからニ及び2.イ、ロの事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過した日以降5月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者（バルク供給に係るものについては、充てん作業者を含む。以下同じ）が行うこととする。

(2) 容器交換時等供給設備点検

- ① 容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充てん容器等の交換時等に行うこととする。
- ② 容器交換時等供給設備点検は、別表－1の1.イからニの各(1)及び2.ロ、(1)の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過した日以降5月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。ただし、バルク供給に係る充てん作業時の点検は、保安業務資格者が行うこととする。

(3) 定期供給設備点検

- ① 定期供給設備点検は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期供給設備点検は、別表－1の1.イからのニの各(1)以外の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者に通知することとする。
- ③ 定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。
- ④ 供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表－2の第3号の2の各事項について点検伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(4) 定期消費設備調査

- ① 定期消費設備調査は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期消費設備調査は、別表一 1 の 2. イ. (1)、(2)及びロ. (2)、(3)の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過した日以降5月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。
- ⑤ 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表一 2 の第4号の2の各事項について調査伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(5) 周知

- ① 周知は、規則第27条の周知の内容について、次に掲げる方法により行うこととする。
  - イ. 周知事項を記載した書面を配布する方法
  - ロ. 一般消費者等の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるものにより、周知事項の提供を行う方法。ただし、一般消費者等からの求めがあった場合には、周知事項を記載した書面も配布する。
    - a 電子メールを一般消費者等に送信し、当該一般消費者等が電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法
    - b 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を、電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法
    - c 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法
- ② 前号ロ. に掲げる方法により周知を行おうとするときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得る。

なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号ロ. に掲げる方法により周知事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該方法による提供はしない。ただし、再び当該一般消費者等から承諾を得た場合には、当該方法により周知事項を提供する。

  - イ. 一般消費者等が電子メールを本保安機関に送信し、本保安機関が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法
  - ロ. 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該一般消費者等の閲覧に供し、本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法
  - ハ. 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法
- ③ 周知は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ④ 周知の具体的内容は、保安業務資格者が委託者と協議の上作成し、又は委託者から指示のあった内容とすることとする。
- ⑤ 周知に際しては、一般消費者等に対し災害の発生の防止に関し必要な事項を理解できるよう説明することとする。ただし、不在、電子メールの不達その他の理由により説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。
- ⑥ 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験等を有する者が行うこととする。

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。
  - イ. 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。
  - ロ. 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。
- ② 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(7) 緊急時連絡

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えることとする。
- ② 緊急時連絡は、保安業務資格者又はその監督の下に前号の措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(連絡の方法)

**第4条** 規則第39条第2項第6号に規定する保安業務の結果を委託者に連絡する方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

点検・調査の終了後40日以内に別表－2の第1号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(2) 容器交換時等供給設備点検

容器交換時等供給設備点検の終了後40日以内に別表－2の第2号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面をもって、委託者に連絡することとする。

(3) 定期供給設備点検

点検の終了後40日以内に別表－2の第3号及び第3号の2の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、点検の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(4) 定期消費設備調査

調査の終了後40日以内に別表－2の第4号及び第4号の2の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(5) 周知

周知の終了後40日以内に別表－2の第5号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡することとする。
- ② 一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、委託者又は消防機関

等による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者又は消防機関等に速やかに連絡することとする。

③ 緊急時対応を行った場合は、別表－２の第６号の各事項について、速やかに委託者に書面をもって報告することとする。

(7) 緊急時連絡

① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。

② 緊急時連絡を行った場合は、別表－２の第７号の各事項について、速やかに委託者に書面をもって報告することとする。

(保安業務資格者等の身分証明書)

**第５条** 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

(帳簿)

**第６条** 保安業務の委託者ごとに、別表－２による帳簿を備えることとする。

２．前項の帳簿は、記載の日から２年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が４年に１回以上の項目にあつては、直前に実施した結果を保存することとする。

３．第１項の帳簿は、保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

(報告)

**第７条** 規則第132条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後３月以内に法第29条第１項の認定をした〇〇産業保安監督部長に報告することとする。

(1) 当該事業年度における法第27条第１項各号に掲げる保安業務の実施状況

(2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数

(3) 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数

(4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更

(注) 第４号は、保安機関が法人の場合に記載すること。

(保安教育)

**第８条** 保安業務に係る責任者は、事業所の保安業務の水準の維持、向上のため、次のとおり保安教育を行うものとする。

(1) 保安教育計画を立案し、全従事者に保安教育を行い、その実施結果を記録するものとする。

(2) 保安業務に従事する者は、保安団体等が実施する講習会等に積極的に参加し、法令改正、事故情報を常に把握するように努めるものとする。

(労務規程)

**第９条** 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

**第10条** この保安業務規程の実施に際し、次の要領を定めることとし、その他の要領については必要に応じて別に定める。

(1) 保安業務の事務処理要領

(2) 保安業務区分ごとの実施要領

(3) 保安業務用機器の管理要領

附 則

(例１)

この保安業務規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

(例２)

この保安業務規程は、〇〇産業保安監督部長の認可を受けた日から実施する。



## 供給設備・消費設備の点検・調査の回数

### 1. 供給設備の点検の回数

(規則第36条第1項第1号の表の供給設備の種類のエ～ニ及び点検を行う事項のエ～ニの(1)～(4)に係る点検の回数による。なお、点検を行う事項の内容については、規則第36条第1項第1号の表を参照すること。)

イ. 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

- (1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上（貯槽・埋設白管・地下室関係）
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上（貯槽関係）
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

ロ. 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

- (1) 供給開始時及び6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上（埋設白管・地下室関係）
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上（バルク容器・バルク貯槽関係）
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

ハ. 特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

- (1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上（貯槽・埋設白管・地下室関係）
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上（貯槽関係）
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

ニ. 特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

- (1) 供給開始時及び6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上（埋設白管・地下室関係）
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上（バルク容器・バルク貯槽関係）
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

### 2. 消費設備の調査の回数

(規則第37条第1号の表の消費設備の種類のエ、ロ及び調査を行う事項のエ.(1)、(2)及びロ.(1)～(3)に係る調査の回数による。なお、調査を行う事項の内容については、規則第37条第1号の表を参照すること。)

イ. 第44条第1号に掲げる消費設備（体積販売関係）

- (1) 供給開始時及び1年に1回以上（埋設白管・地下室関係）
- (2) 供給開始時及び4年に1回以上

ロ. 第44条第2号に掲げる消費設備（質量販売関係）

- (1) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上
- (2) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び1年に1回以上（埋設白管・地下室関係）
- (3) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び4年に1回以上

## 保安機関が帳簿に記載すべき事項

- 自ら行う販売事業に係る保安業務にあつては販売所ごとに記載  
 ○ 委託を受けた保安業務にあつては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに記載

記載すべき場合	記載すべき事項
一 供給開始時点検・調査を行った場合	一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 三 供給開始時点検・調査の結果 四 供給開始時点検・調査の実施又は法第27条第1項第1号又は第2号の通知をした場合は、その内容 五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 六 供給開始時点調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 七 供給開始時点調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
二 容器交換時等供給設備点検を行った場合	一 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名 三 容器交換時等供給設備点検の結果 四 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第27条第1項第1号の通知をした場合は、その内容 五 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日
三 定期供給設備点検を行った場合	一 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 定期供給設備点検を行った者の氏名 三 定期供給設備点検の結果 四 定期供給設備点検の実施又は法第27条第1項第1号の通知をした場合は、その内容 五 定期供給設備点検又は通知の年月日
三の二 法第34条ただし書の規定により定期供給設備点検を行わなかった場合	一 法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 三 法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日
四 定期消費設備調査を行った場合	一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 定期消費設備調査を行った者の氏名 三 定期消費設備調査の結果 四 定期消費設備調査の実施又は法第27条第1項第2号の通知をした場合は、その内容 五 定期消費設備調査又は通知の年月日 六 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 七 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
四の二 法第34条ただし書の規定により定期消費設備調査を行わなかった場合	一 法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 三 法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日
五 周知を行った場合	一 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 周知を行った者の氏名 三 周知の内容 四 周知の年月日
六 緊急時対応を行った場合	一 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 緊急時対応を行った者の氏名 三 緊急時対応の内容及び結果 四 緊急時対応を行った年月日
七 緊急時連絡を行った場合	一 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 緊急時連絡を行った者の氏名 三 緊急時連絡の内容及び結果 四 緊急時連絡を行った年月日

別 表

様式第13(第30条関係)

保 安 業 務 計 画 書

事業所の名称 ○○営業所

事業所の所在地 □□県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分		供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周 知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数		—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	—
保安業務資格者の数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 3人 製造保安責任者 0人 その他 0人(業務主任者の代理者)						
調査員の数			0					
保安業務資格者及び調査員 以外の者であって保安業務 に従事する者				0				
年間実働日数又は 平均月間実働日数			22 日/月	260 日/年	260 日/年			
保 安 業 務 用 機 器	自記圧力計	1 個						
	マンメータ	1 個						
	ガス検知器	1 個						
	漏えい検知液	3 個						
	緊急工具類	3 個						
	一酸化炭素測定器	1 個						
	ボーリングバー	1 個						
		(数字は保安業務告示による数)						
緊急時対応を行う場合に あってはその方法		出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話・ファクシミリ 集中監視システム導入 : 有・無						

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 事業所ごとに記載すること。

### 3. 保安機関の認定更新申請

#### 3-1 保安機関の認定更新申請に係る法令

保安機関の認定の更新を受けようとする者は、認定の満了する30日前までに申請することが必要です。

保安機関の認定更新を受けようとする場合

法第 32 条  
規則第 34 条により、認定をした所管行政庁に保安機関の認定更新の申請

- ① 認定時に受けた保安業務区分は、認定取得時から 5 年です。
- ② 追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定取得時から 5 年です。
- ③ 行政庁の変更による認定を受けた場合、行政庁の変更は、新規の認定となるため、新行政庁の認定時から 5 年となります。

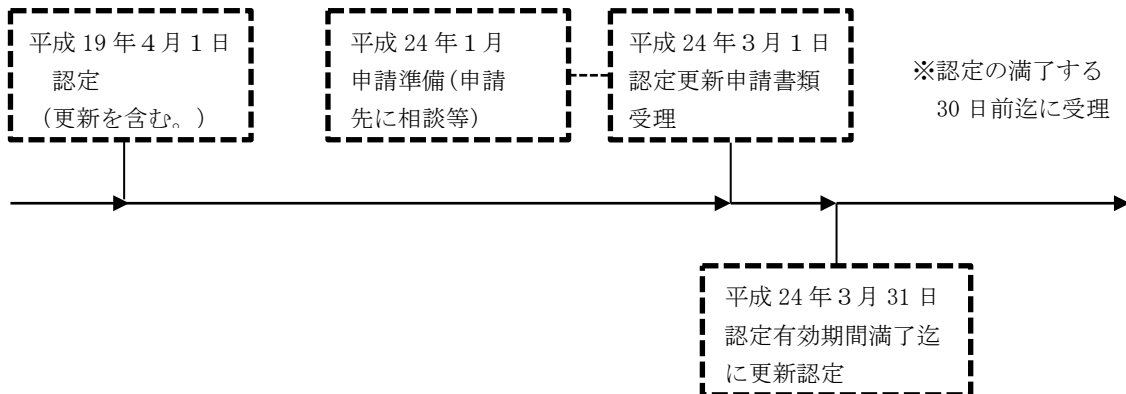
#### 3-2 保安機関の認定更新申請に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	大 臣	
保安機関認定更新申請書	34	14	○	○	○	106
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等	30-1	—	○	○	○	83
① 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	84
(1) 保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1	—	○	○	○	85
(2) 保安業務資格者等一覧表	30-2-1	—	○	○	○	86
② 一般消費者等の範囲を示した図面	30-2-2	—	○	○	○	87
③ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証証明書等）	30-2-3	—	○	○	○	88
④ 役員及び規則第33条に定める構成員の説明書	30-2-4	—	○	○	○	90
⑤ 保安業務以外の業務の種類等の説明書（会社概要）	30-2-5	—	○	○	○	91
⑥ 法人の定款	30-2-6	—	○	○	○	—
⑦ 法人の登記事項証明書	30-2-6	—	○	○	○	—
⑧ 欠格条項に該当しないことの誓約書	30-2-7	—	○	○	○	92

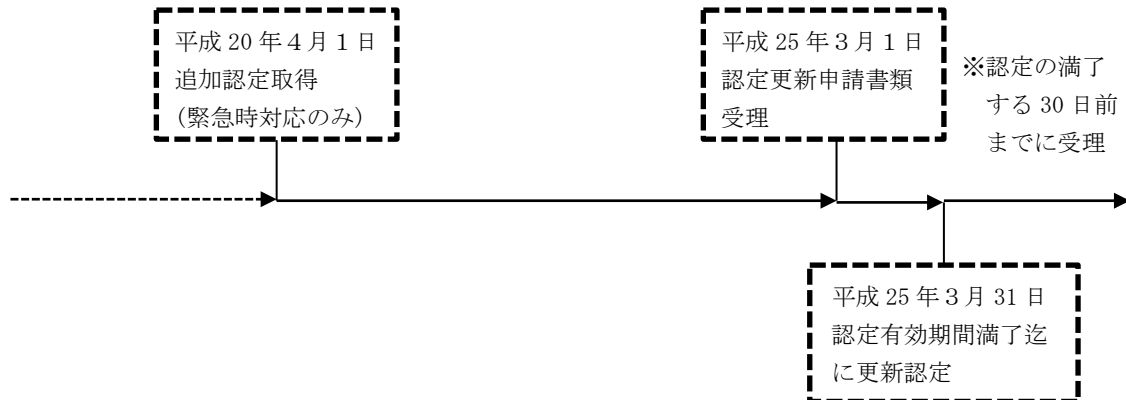
(注) 1. 保安機関の認定更新申請は、認定の満了する30日前までに行うこと。  
 2. 保安機関認定更新申請書に添付する別紙、①から⑧の書類については、保安機関認定申請書の提出書類を参照すること。  
 3. ②の図面は、緊急時対応を行う場合のみ添付し、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載すること。  
 (保安機関認定通達)

「認定時に受けた保安業務区分」、「追加認定を受けた保安業務区分」の更新のいずれにおいても、各保安業務区分毎に更新することは可能ですが、「追加認定を受けた保安業務区分」も「認定時に受けた保安業務区分」の更新に合わせて更新を行った方が更新の時期及び認定番号の管理等から望ましい。

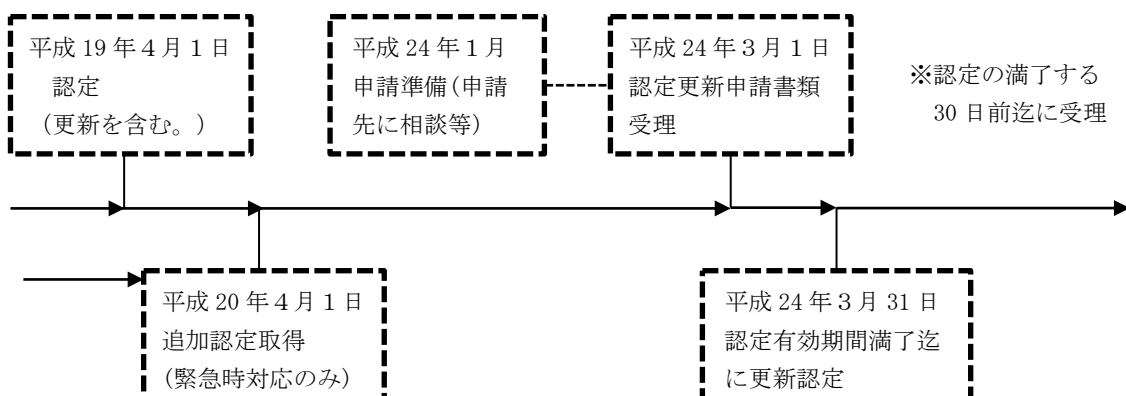
(例1) 認定時の保安業務区分が「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」・「周知」の場合



(例2) 認定後に保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けた場合



(例3) 認定時の有効期間に追加認定の有効期間を合わせる場合  
※全ての保安業務区分を平成 24 年 3 月 31 日までに認定更新



☆ 保安機関の認定更新時に留意すべき事項

(注) 1. 保安機関の認定更新時に一般消費者等の数の増減がある場合

一般消費者等の数の増減がある場合は、一般消費者等の数の増加認可申請、数の減少届出を保安機関の認定更新の申請前に手続きを済ませておいて下さい。

(注) 2. 一般消費者等の数の増加認可及び数の減少届出をした場合の認定起算日

- ① 初回認定後、一般消費者等の数の増加認可を受けた場合（例えば、「容器交換時等供給設備点検」の保安業務の一般消費者等の数を1万件から2万件に増加した場合）の認定起算日は、初回認定を受けた日です。
- ② 初回認定後、一般消費者等の数の減少届出をしている場合の認定の起算日は、初回認定を受けた日です。
- ③ 初回認定後、一般消費者等の数の増加認可で新規事業所を追加した場合の認定起算日は、初回認定を受けた日です。

(注) 3. 保安機関の承継（譲渡・相続・合併・分割）があった場合

行政庁へ承継の手続きを完了した日からそれぞれ以下のとおりとなります。

（承継した日からでないことに注意して下さい。）

- ① 保安機関A社が保安機関B社を譲り受けた場合  
A社・B社のいずれか早い認定の満了する日に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう認定更新をして下さい。
- ② 相続の場合  
認定取得時から5年です。（相続後ではない。）
- ③ 保安機関A社・保安機関B社が合併した場合  
A社・B社のいずれか早い認定の満了する日に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう認定更新をして下さい。

(注) 4. 保安機関の認定更新時に保安業務規程の変更がある場合

保安機関の認定更新に当たり、保安業務規程の変更がある場合は、認定更新申請前に、規則第39条第3項により、保安業務規程の変更認可申請を済ませておいてください。

### 3-3 保安機関認定更新申請書の作成例

様式第14(第34条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

## 保安機関認定更新申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

2 更新を受けようとする保安業務区分

別紙のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 別紙は、保安機関認定申請書に添付したものと同様のものを添付すること。  
2. 添付書類は、提出書類一覧表を参照すること。(P-103)  
3. 申請は、認定の満了する30日前までに行うこと。

#### 4. 保安業務規程の変更認可申請

##### 4-1 保安業務規程の変更認可申請に係る法令

保安機関の認定時に認可を受けた保安業務規程の内容を変更しようとする場合は、保安業務規程の変更認可申請が必要となります。

保安業務規程の変更認可を受けようとする場合

次の内容を変更しようとする場合は、変更認可の対象になる場合があります。

- ① 保安業務規程の内容を変更しようとする場合
- ② 新たな保安業務区分の認定を受けようとする場合
- ③ 保安業務区分の認定を取消しようとする場合
- ④ 保安業務区分の消費者の数の増加又は事業所の増加をしようとする場合
- ⑤ 保安業務区分の消費者の数の減少又は事業所の減少をしようとする場合
- ⑥ 保安業務資格者の数を変更しようとする場合
- ⑦ 保安業務用機器の数を変更しようとする場合
- ⑧ 年間実働日数及び平均月間実働日数を変更しようとする場合
- ⑨ 事業所の名称を変更しようとする場合
- ⑩ 事業所の所在地を変更しようとする場合
- ⑪ 保安機関を承継しようとする場合
- ⑫ 経済大臣と監督部長の間で所管行政庁の移動をする場合

法第 35 条  
規則第 39 条第 3 項により、保安機関の認定をした所管行政庁に保安業務規程の変更認可申請

##### 4-2 保安業務規程の変更認可申請に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
保安業務規程変更認可申請書	39-3	18	○	○	○	108
① 保安業務規程	39-1, 2	—	○	○	○	95
② 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	102
③ その他	—	—	○	○	○	—

(注) 添付書類については、変更内容によって必要となるものが異なるので、所管行政庁に確認すること。



### 4-3 保安業務規程の変更認可申請書の作成例

様式第18(第39条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

## 保安業務規程変更認可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

#### 1 変更の内容

別紙のとおり

#### 2 変更の理由

保安業務を当社の一般消費者等についてのみ実施していたが、他の販売事業者の一般消費者等についても受託することになったため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 変更後の保安業務規程を添付すること。  
3 ×印の項は記載しないこと。  
4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 別紙として変更の内容の説明書と変更後の保安業務規程及び保安業務計画書を添付すること。さらに、変更内容によって添付する書類が異なるので、所管行政庁に必要書類を確認すること。

## 5. 保安機関に係る変更の届出

### 5-1 保安機関の変更届出に係る法令

#### (1) 保安機関の名称・住所の変更

同一法人格の保安機関の名称を変更した場合

(例) 会社の名称を変更  
〇〇保安機関株式会社→株式会社△△保安機関

保安機関の住所を移転等に変更した場合

(注) 保安機関の認定を受けていない本社の移転も含まれます。

保安機関の法人格を組織変更等により変更した場合

(例1) 有限会社→株式会社  
(例2) 合名会社→合資会社

#### (2) 保安機関の代表者の変更

事業者の法人代表者を変更した場合

(例) 代表取締役社長の交代

#### (3) 保安業務を行う事業所の所在地の変更

同一行政庁管内で事業所を移転した場合

(例) X県〇〇市に設置している事業所をX県△△市に移転

#### (4) 保安業務を行う事業所の名称の変更

事業所の名称の変更をした場合

#### (5) 保安業務を行う事業所の新設

事業所の新設をする場合

#### (6) 保安業務を行う事業所の廃止

事業所の廃止をする場合

法第35条の4において準用する法第8条  
(法第29条第2項第1号)規則第41条第1項により、所管行政庁に保安機関の変更届出

法第35条の4において準用する法第8条  
(法第29条第2項第3号)規則第41条第1項により、所管行政庁に保安機関の変更届出

(注) 1. 異なる行政庁管内に事業所を新設、廃止をする場合は、6. 認定行政庁の変更届出が必要になります。

(7) 監督部長の認定者が経済大臣の認定を受ける場合又は  
 経済大臣の認定者が監督部長の認定を受ける場合

次項の6 保安機関の認定  
 行政庁の変更関係の(3)、(4)  
 を参照してください。

(注) 2. (1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の場合は、事前に保安業務規程の変更認可申請が必要となります。

### 5-2 保安機関の変更届出に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	大臣	
保安機関変更届書	41-1	20	○	○	○	111

(注) 1. 添付書類については、届書の作成例の注書欄を参照すること。  
 2. 保安機関の変更届出は、次の場合にその手続きを行うこと。  
 ① 保安機関の名称・住所・法人格の変更  
 ② 保安機関の代表者の変更  
 ③ 保安業務を行う事業所所在地の変更  
 ④ 保安業務を行う事業所の名称の変更  
 ⑤ 保安業務を行う事業所の新設  
 ⑥ 保安業務を行う事業所の廃止  
 ⑦ 経済大臣所管から監督部所管に移動があった場合（その逆の場合も含む。）  
 3. 緊急時対応を行う事業所であって、その所在地を変更した場合は、変更後の事業所の位置及び緊急時対応を行う一般消費者等の範囲を示した図面を添付すること。  
 4. 保安機関の名称変更、代表者の変更の場合には、登記事項証明書で確認されることがある。  
 5. 市町村合併等で保安機関の住所、事業所の所在地の変更があった場合には、変更届の提出を求められる場合があるので届出行政庁に可否を確認すること。

### 5-3 保安機関の名称・住所等変更届書の作成例

様式第20(第41条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安機関変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

代表者の氏名の変更

変更前 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役      
変更後 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

役員改選のため

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 保安機関の名称、住所、法人格、代表者の変更又は事業所の所在地、名称の変更、事業所の新設、廃止をする場合には、この様式により届出すること。  
また、変更後の事業者の名称、住所、代表者の氏名で届出すること。  
2. 保安機関の名称、住所、法人格の変更又は事業所の名称、所在地の変更、事業所の新設、廃止をする場合には、事前に保安業務規程の変更認可申請が必要となる。  
3. 緊急時対応を行う事業所であってその所在地を変更した場合は、変更後の事業所の位置及び緊急時対応を行う消費者等の範囲を示した図面を添付すること。  
4. 保安機関の名称変更及び代表者の変更の場合には、登記事項証明書で確認されることである。

## 6. 保安機関の認定行政庁の変更関係

### 6-1 保安機関の認定行政庁の変更に係る法令

事業所の増減、事業所の移転等により所管行政庁が変更になったときは、新行政庁の認定を受け、旧行政庁に認定行政庁変更届を提出します。

#### (1) 都道府県知事の認定者が監督部長の認定を受ける場合

都道府県知事の認定を受けた者が、一つの監督部管内の二つ以上の都道府県管内販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) X知事所管A保安機関が、同一監督部管内の他県の販売事業所に係る設備についても保安業務を行う。

法第 29 条  
規則第 30 条第 1 項により、  
新規所管行政庁に保安機関  
の認定申請  
法 35 条  
規則第 39 条第 1 項により、  
新規所管行政庁に保安業務  
規程の認可申請  
法第 35 条の 4 において準用  
する法第 6 条  
規則第 40 条により、  
既存所管行政庁に認定行政  
庁の変更届出

#### (2) 都道府県知事の認定者が経済大臣の認定を受ける場合

都道府県知事の認定を受けた者が、二つ以上の監督部管内販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) X知事所管A保安機関が、他監督部管内の販売事業所に係る設備についても保安業務を行う。

法 35 条  
規則第 39 条第 3 項により、  
新規所管行政庁に保安業務規  
程の変更認可申請  
法第 33 条第 1 項  
規則第 35 条第 1 項により、  
新規所管行政庁に一般消費者  
等の数の増加認可申請  
法第 35 条の 4 において準用  
する法第 8 条  
規則第 41 条により、規所管  
行政庁に保安機関の変更届出

#### (3) 監督部長の認定者が経済大臣の認定を受ける場合

監督部長の認定を受けた者が、二つ以上の監督部管内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) X監督部所管A保安機関が、他監督部管内の販売事業所に係る設備についても保安業務を行う。

法 35 条  
規則第 39 条第 3 項により、  
既存所管行政庁に保安業務規  
程の変更認可申請  
法第 33 条第 2 項  
規則第 35 条第 2 項により、  
新規所管行政庁に一般消費者  
等の数の減少届出  
法第 35 条の 4 において準用  
する法第 8 条  
規則第 41 条により、新規所  
管行政庁に保安機関の変更届

#### (4) 経済大臣の認定者が監督部長の認定を受ける場合

経済大臣の認定を受けた者が、一つの監督部管内の二つ以上の都道府県管内の販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) 経済大臣所管A保安機関が、X監督部所管の二つ以上の都道府県管内の販売所に係る設備について保安業務を行う。

(5) 経済大臣の認定者が都道府県知事の認定を受ける場合

経済大臣の認定を受けた者が、一つの都道府県管内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) 経済大臣所管 A 保安機関が、X 知事所管販売事業所に係る設備について保安業務を行う。

(6) 監督部長の認定者が都道府県知事の認定を受ける場合

監督部長の認定を受けた者が、一つの都道府県管内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) 監督部所管 A 保安機関が、X 知事所管の販売事業所に係る設備について保安業務を行う。

法第 29 条  
規則第 30 条第 1 項により、新規所管行政庁に保安機関の認定申請

法 35 条  
規則第 39 条第 1 項により、新規所管行政庁に保安業務規程の認可申請

法第 35 条の 4 において準用する法第 6 条

規則第 40 条により、既存所管行政庁に認定行政庁の変更届出

6-2 保安機関の認定行政庁の変更に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	大臣	
① 新たな所管行政庁に保安機関認定申請書	30-1	12	○	○	○	82
② 認定行政庁変更届書	40	19	○	○	○	114
③ 保安機関変更届書	40	19	○	○	○	115

(注) 1. 新たな所管行政庁に保安機関の認定申請をすること。  
保安機関の認定申請時に提出する書類は、保安機関認定申請書の提出書類を参照すること。  
2. 新たな保安機関の認定後、従前の認定をした所管行政庁に認定行政庁変更届書を提出すること。  
3. 経済大臣所管事業者・監督部所管事業者間については、③の保安機関変更届書作成例を参照す

6-3 保安機関の認定行政庁変更届書の作成例  
(1) 保安機関の認定行政庁の変更届出

様式第19(第40条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

認定行政庁変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ④  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 従前の法第29条第1項の認定の年月日及び認定番号  
認定年月日 令和□□年□□月□□日  
認定番号 第□□□□□□□□号
- 2 新たな法第29条第1項の認定をした者、認定の年月日及び認定番号  
認定者 〇〇県知事  
認定年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日  
認定番号 第◇◇◇◇◇◇◇◇号

- 3 認定行政庁の変更の理由  
(例1)

〇〇県、□□県の販売所の保安業務を受託していたが、〇〇県内だけの販売所の保安業務を受託することになり、〇〇県知事の認定を受けたため。

(例2)

〇〇県内だけの販売所の保安業務を受託していたが、□□県の販売所の保安業務を受託することになり、〇〇産業保安監督部長の認定を受けたため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 例1の場合は、〇〇県知事の認定を受けた後、〇〇産業保安監督部長に認定行政庁変更届書を提出すること。  
2. 例2の場合は、〇〇産業保安監督部長の認可を受けた後、〇〇県知事に認定行政庁変更届書を提出すること。

(2) 経済大臣所管から監督部所管に変更する場合

様式第20(第41条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

(例1)

経済産業大臣所管から、〇〇産業保安監督部所管への移行

(例2)

〇〇産業保安監督部所管から経済産業大臣所管への移行

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

(例1)

経済産業大臣の管轄区域内で保安業務を行っていたが、〇〇経済産業局の管轄区域内の◇◇県の事業所を廃止し、〇〇産業保安監督部の管轄区域内だけで保安業務を行うこととなったため。

(例2)

〇〇産業保安監督部の管轄区域内で保安業務を行っていたが、〇〇産業保安監督部の管轄区域内の◇◇県に事業所を新設して保安業務を行うこととなったため。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 1. 例1の場合は、保安業務規程変更認可申請を本省に行い、認可後、監督部に保安機関変更届書及び一般消費者等の数の減少届書を提出すること。

2. 例2の場合は、本省に保安業務規程変更認可申請及び一般消費者等の数の増加認可申請を行い、認可後、宛先を経済大臣とし本省に保安機関変更届書を提出すること。



## 7. 一般消費者等の数の増減に係る申請・届出

### 7-1 一般消費者等の数の増減に係る法令

有効期間内にある認定又は認定更新時の一般消費者等の数より、現に保安業務を行う一般消費者等の数が増える場合は、数の増加認可申請が必要となります。

保安業務資格者を減少したため、保安業務ができる一般消費者等の数に変更があった場合等、その他の理由で一般消費者等の数を減少するときは、一般消費者等の数の減少届を出さなければなりません。（同一所管行政庁管内の場合）

#### (1) 一般消費者等の数の増加認可申請

保安機関の認定を受けた同一所管行政庁管内で保安業務を行う一般消費者等の数の増加がある場合又は、事業所の増加がある場合

法第 33 条第 1 項  
規則第 35 条第 1 項により、  
所管行政庁に一般消費者等

#### (2) 一般消費者等の数の減少届出

保安機関の認定を受けた同一所管行政庁管内で保安業務を行う一般消費者等の数の減少がある場合又は、事業所の減少がある場合

法第 33 条第 2 項  
規則第 35 条第 2 項により、  
所管行政庁に一般消費者等

(注) 一般消費者等の数の増減の場合には、事前に保安業務規程の変更認可申請をすることが必要となります。

7-2 一般消費者等の数の増減に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	大 臣	
① 一般消費者等の数の増加認可申請書	35-1	15	○	○	○	118
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等 (新旧対照表とすること。)	30-1	—	○	○	○	83
(1) 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	84
(a) 保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1	—	○	○	○	85
(b) 保安業務資格者等一覧表	30-2-1	—	○	○	○	86
(2) 一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行う場合)	30-2-2	—	○	○	○	87
(3) 損害賠償の支払能力を証する書面(付保証明書等)	30-2-3	—	○	○	○	88
② 一般消費者等の数の減少届書	35-2	16	○	○	○	119
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等 (新旧対照表とすること。)	30-1	—	○	○	○	83
(1) 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	84
(a) 保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1	—	○	○	○	85
(b) 保安業務資格者等一覧表	30-2-1	—	○	○	○	86
<p>(注) 1. 一般消費者等の数の増加認可申請は、保安業務区分の一般消費者等の数の増加の場合と事業所の増加の場合がある。</p> <p>2. 一般消費者等の数の増加認可申請書に添付する別紙、(1)から(3)の書類は、保安機関認定申請書の提出書類を参照すること。</p> <p>3. 一般消費者等の数の減少届は、保安業務区分の一般消費者等の数の減少の場合と事業所の減少の場合がある。</p> <p>4. 保安業務計画書は、増減する事業所のものとする。</p> <p>5. 別途、保安業務規程変更認可申請が必要です。</p>						

### 7-3 一般消費者等の数の増減に係る申請書・届書の作成例

#### (1) 一般消費者等の数の増加認可申請

様式第15(第35条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

#### 一般消費者等の数の増加認可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 認定の年月日及び認定番号  
認定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
- 2 一般消費者等の数を増加をしようとする保安業務区分  
容器交換時等供給設備点検
- 3 増加しようとする一般消費者等の数  
認定を受けている消費者数 〇〇,〇〇〇  
増加しようとする消費者数 〇,〇〇〇
- 4 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地  
事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
事業所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 一般消費者等の数の増加認可申請は、保安業務区分の消費者の増加の場合と事業所の増加場合があります。  
2. 添付書類は、提出書類一覧表を参照すること。  
3. 一般消費者等の数について、全事業所の新旧対照表を添付すること。  
(P-81の様式で代用可)  
4. 数の増加認可申請と同時に保安業務規程変更認可申請をすること。

#### (2) 一般消費者等の数の減少届出

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 一般消費者等の数の減少届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 認定の年月日及び認定番号  
認定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
- 2 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分  
容器交換時等供給設備点検
- 3 減少した一般消費者等の数  
届出前 〇〇,〇〇〇  
届出後 〇〇,〇〇〇 減少数 〇,〇〇〇
- 4 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地  
事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
事業所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 一般消費者等の数の減少届は、保安業務区分の消費者の減少の場合と事業所の廃止の場合があります。  
2. 添付書類は、提出書類一覧表を参照すること。  
3. 一般消費者等の数について、全事業所の新旧対照表を添付すること。  
(P-81の様式で代用可)  
4. 事前に保安業務規程変更認可申請をすること。

## 8. 保安機関の承継等に係る届出

承継とは、譲渡、相続、合併、分割をいいます。

- ・譲渡とは……被承継者の保安機関に係る事業すべてについて、譲り受けること。
- ・相続とは……相続人が事業を承継する場合
- ・合併とは……事業者同士が一つになる場合
- ・分割とは……会社の営業の一部又は全部の分離（新設分割又は吸収分割）

### 8-1 保安機関の承継等に係る法令

#### (1) 事業の譲渡

同一行政庁管内の保安機関の間で  
その事業の全部を譲渡した場合

被承継者の保安機関に係る事業すべて（全事業所の保安業務、店舗、従業員、帳簿等）について譲り渡す。

(例) X知事所管 A保安機関の事業すべてを、  
X知事所管 B保安機関に譲渡

法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項により、

異なる行政庁管内の保安機関の間で  
その事業の全部を譲渡した場合

被承継者の保安機関に係る事業すべて（全事業所の保安業務、店舗、従業員、帳簿等）について譲り渡す。

(例) X知事所管 A保安機関の事業すべてを、  
X 監督部所管 B 保安機関に譲渡

法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項により、  
新規所管となる所管行政庁  
に保安機関の承継届出  
規則第 42 条第 1 項によ

#### (2) 事業の相続

相続人が相続した場合

(例) 事業主が死亡し、長男が事業を承継

法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項により、  
所管行政庁に保安機関の承  
継届出

#### (3) 事業の合併

同一行政庁管内の保安機関が  
合併した場合

(例) X知事所管 A保安機関と X知事所管  
B 保安機関が合併し、X知事所管 C  
保安機関となる

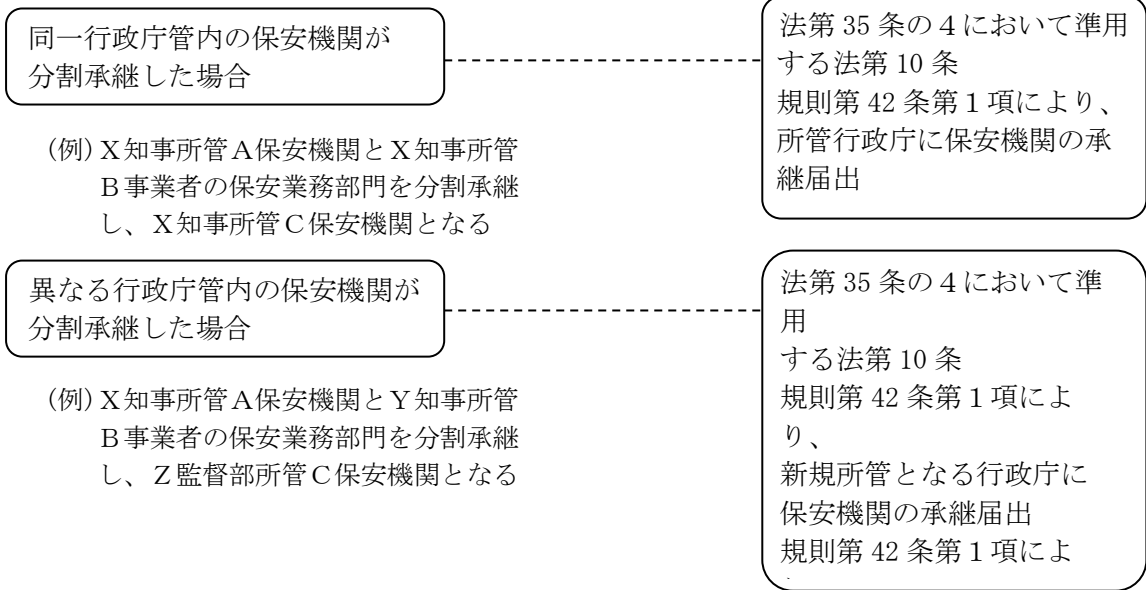
法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項によ  
り、

異なる行政庁管内の保安機関が  
合併した場合

(例) X知事所管 A保安機関と Y知事所管  
B 保安機関が合併し、Z 監督部所管  
C 保安機関となる

法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項により、  
新規所管となる行政庁に  
保安機関の承継届出  
規則第 42 条第 1 項により、  
各々の既存所管行政庁に  
保安機関の承継届出

(4) 事業の分割承継



- (注) 1. 事前に保安業務規程の変更認可申請が必要です。なお、行政庁が変わる場合は、保安業務規程の認可申請が必要となることがあります。  
 2. 都道府県所管の事業者は、別途、一般消費者等の数の増加認可申請が必要な場合があります。

8-2 保安機関の承継等に係る提出書類一覧表

(1) 事業の譲渡

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
① 保安機関承継届書(甲)	42-1	21	○	○	○	123
② 保安機関承継届書(乙)	42-1	22	○	○	○	124
③ 保安機関事業譲渡証明書	42-2-1	22-2	○	○	○	125
④ 保安機関事業譲渡明細書(任意様式)	42-2-1	—	○	○	○	126

(注) 1. 産業保安監督部長認定の保安機関が県知事認定の保安機関を承継したとき(その逆の承継を含む。)は、届書(甲)を産業保安監督部長に、届書(乙)を県知事に提出すること。認定行政庁が同一の場合は、届書(甲)をその行政庁に提出すること。  
 2. 保安機関の事業の全部を譲り受けてその地位を承継した者は、様式第22の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面を添付すること。  
 3. 添付書類については、届書の注書欄を参照すること。

(2) 事業の相続

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
① 保安機関事業承継届書(甲)	42-1	21	○	○	○	123
② 保安機関事業承継届書(乙)	42-1	22	○	○	○	124
③ 保安機関相続同意証明書	42-2-2	23	○	○	○	127

④ 保安機関相続証明書	42-2-3	24	○	○	○	128
⑤ 戸籍謄本	42-2-3	—	○	○	○	—

(注) 1. 保安機関の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定された者は、様式第23による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
2. 保安機関の地位を承継した相続人であって、(注) 1. の相続人以外のは、様式第24による書面及び戸籍謄本を添付すること。

### (3) 事業の合併

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
① 保安機関事業承継届書(甲)	42-1	21	○	○	○	123
② 保安機関事業承継届書(乙)	42-1	22	○	○	○	124
③ 法人の登記事項証明書	42-2-4	—	○	○	○	—

(注) 合併によって保安機関の地位を承継した法人は、その法人の登記事項証明書を添付すること。

### (4) 事業の分割承継

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
① 保安機関事業承継届書(甲)	42-1	6	○	○	○	123
② 保安機関事業承継届書(乙)	42-1	7	○	○	○	124
③ 保安機関事業承継証明書	42-2-5	24-2	○	○	○	129
④ 法人の登記事項証明書	42-2-5	—	○	○	○	—
⑤ 保安機関事業承継明細書 (任意様式)	42-2-5	—	○	○	○	130

(注) 1. 分割によって保安機関の地位を承継した法人は、様式第24の2による書面、事業の全部の承継があったことを証する書面及び法人の登記事項証明書を添付すること。  
2. 添付書類については、届書の注書欄を参照すること。

### 8-3 保安機関の承継に係る届書の作成例

#### (1) 事業の譲渡

##### ① 保安機関の承継届書（甲）

様式第21(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関承継届書（甲）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては

その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	譲受・相続・合併・分割等	
被承継者に関する事項	氏名又は名称	〇〇液化石油ガス株式会社
	法人にあつてはその代表者の氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
	認定の年月日及び認定番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
	事業所の名称及び所在地	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
承継者に関する事項	認定の年月日及び認定番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 産業保安監督部長認定の保安機関が県知事認定の保安機関の地位を承継したとき（その逆の承継を含む。）は、届書(甲)を産業保安監督部長に、届書(乙)を県知事に提出すること。認定行政庁が同一の場合は、届書(甲)をその行政庁に提出すること。  
2. 保安機関の事業の全部を譲り受けてその地位を承継した者は、様式第22の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面を添付すること。  
3. 保安機関の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定された者は、様式第23による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
4. 保安機関の地位を承継した相続人であつて、注3の相続人以外のものは、様式第24による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
5. 合併によつて保安機関の地位を承継した法人は、その法人の登記事項証明書を添付すること。  
6. 分割によつて保安機関の地位を承継した法人は、様式第24の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面、その法人の登記事項証明書を添付すること。  
7. 承継に係る事業所が多いときは、別紙とすること。  
8. 保安機関の認定を受けている者が合併等により承継した場合は、保安業務規程の申請は変更の認可申請とすること。  
9. 保安機関の認定を受けたことのない者が保安機関の地位を承継した場合は、保安業務規程の申請は新規の認可申請とすること。



② 保安機関の承継届書（乙）

様式第22(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関承継届書（乙）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	譲受・相続・合併・分割 等
被承継者の認定の年月日及び認定番号	認定年月日 令和□□年□□月□□日 認定番号 第□□□□□□□□号
承継者の認定の年月日及び認定番号	認定年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日 認定番号 第◇◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

### ③ 保安機関の事業譲渡証明書

様式第22の2(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安機関事業譲渡証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

譲り受けた者 氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

次のとおり保安機関の事業の全部の譲渡しがりましたことを証明します。

1 認定の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

3 譲渡しの年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 保安機関の全部を譲受する場合に添付する。  
2. 本書には、次ページの保安機関譲渡明細書を添付すること。

#### ④ 保安機関の事業譲渡明細書

任意様式

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関事業譲渡明細書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 □□液化石油ガス株式会社  
代表取締役 □ □ □ □ ㊟  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

譲り受けた者 氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

次のとおり保安機関の全部を譲り渡したことを証明します。

- 1 保安業務の受託区分ごとの一般消費者等の数
- 2 店舗
- 3 従業員
- 4 帳簿
- 5 車両
- 6 電話
- 7 その他保安機関に係る全てのもの

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(2) 事業の相続

① 保安機関の相続同意証明書

様式第23(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関相続同意証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

証明者 氏 名 ◇ ◇ ◇ ◇ ㊟

住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名 □ □ □ □

住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

2 認定の年月日

令和□□年□□月□□日

3 認定番号

第□□□□□□□□号

4 保安機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

5 相続開始の年月日

令和◇◇年◇◇月◇◇日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 証明書は、保安機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

3 ×印の項は記載しないこと。

(注) 保安機関の相続人が2人以上の場合に添付する。

## ② 保安機関の相続証明書

様式第24(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関相続証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

証明者 氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 ◇ ◇ ◇ ◇ ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地  
氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 ☆ ☆ ☆ ☆ ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市☆☆町☆☆丁目☆☆番地

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

#### 1 被相続人の氏名及び住所

氏 名 □ □ □ □  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

#### 2 認定の年月日

令和□□年□□月□□日

#### 3 認定番号

第□□□□□□□□号

#### 4 保安機関の地位を承継した者の氏名及び住所

氏 名 ○ ○ ○ ○  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 5 相続開始の年月日

令和◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 証明者は、2人以上とすること。  
3 ×印の項は記載しないこと。

(注) 保安機関の相続人が1人の場合に添付する。

(3) 事業の分割承継

① 保安機関の事業承継証明書

様式第24の2(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関事業承継証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

被承継者 氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

承継者 氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

次のとおり分割によって保安機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 認定の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

3 承継の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 分割によって保安機関の全部を承継するときに添付する。

2. 本書には、次ページの保安機関事業承継明細書を添付すること。

## ② 保安機関の事業承継明細書

任意様式

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関事業承継明細書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

被承継者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩
住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
承 継 者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩
住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	

次のとおり保安機関の全部を承継したことを証明します。

- 1 保安業務の受託区分ごとの一般消費者等の数
- 2 店舗
- 3 従業員
- 4 帳簿
- 5 車両
- 6 電話
- 7 その他保安機関に係る全てのもの

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

## 9. その他の届出・報告等

### 9-1 保安業務の廃止届出、保安業務実施状況報告等に係る法令

#### (1) 保安業務の廃止届出

保安業務を廃止した場合

(注) この廃止は、保安業務の事業の全部をやめる場合であり、事業所の一つの廃止は、一般消費者等の数の減少届けとなります。

法第 35 条第 4 において準用  
法第 23 条  
規則第 43 条により、  
所管行政庁に保安業務の廃  
止届出

#### (2) 保安業務の実施状況の報告

毎事業年度が経過した場合

毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に下記事項を所管行政庁に報告する。(規則関係通達 様式 2)

(事項 1) 保安業務の実施状況

(事項 2) 保安業務資格者の数

(事項 3) 保安業務に係る一般消費者等の数

(事項 4) 法人にあっては、役員又は構成員の変更の内容

規則第 132 条により、所管  
行政庁に保安業務の実施状  
況を報告

#### (3) 事故届

供給設備又は消費設備に災害  
が発生したとき

保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届出

規則第 133 条により、遅滞  
なく、警察官に届出

### 9-2 保安業務の廃止届出、保安業務実施状況報告等に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	大 臣	
保安業務廃止届書	43	25	○	○	○	132
保安業務実施状況報告	132通達	2	○	○	○	133

(注) 1. 保安業務のすべてを廃止するときに提出すること。  
2. 事業所の廃止の場合は、一般消費者等の数の減少届をすること。  
3. 保安業務実施状況報告は、事業所ごとに作成し、事業年度経過後 3 ヶ月以内に所管行政庁に提出すること。  
4. 規則第 133 条による事故届については、届出様式の定めがないので、液化石油ガス保安規則の事故届書により、ファクシミリ等で事故発生場所の近くの警察署に報告すること。



## 9-3 保安業務廃止届書、保安業務実施状況報告書の作成例

### (1) 保安業務の廃止届書

様式第25(第43条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安業務廃止届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては 〇 〇 〇 〇 ④  
その代表者の氏名

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 認定の年月日及び認定番号

認定年月日 令和□□年□□月□□日

認定番号 第□□□□□□□□号

#### 2 保安業務を廃止した年月日

令和◇◇年◇◇月◇◇日

#### 3 保安業務を廃止した理由

液化石油ガス販売事業とともに保安業務を廃止したため。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(2) 保安業務実施状況の報告

様式 2

令和〇〇年〇〇月〇〇日

保安業務実施状況報告

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 3 2 条の規定により報告  
 します。

1. 報告する事業年度の期間 令和□□年□□月□□日から令和◇◇年◇◇月◇◇日  
 2. 保安業務実施状況

事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
 事業所の所在地 〇〇県□□市□□町□丁目□□番地  
 保安業務資格者の数 〇人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産  
 業省告示第122号）第2条第1号又は第2号に規定する数 人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書 に記載した数	保安業務を 行うべき数	当該事業年度に保安 業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	0000戸	0000戸（000戸）	0000戸（000戸） うち再調査 00戸（00戸）
2. 容器交換時等供給設備点検	0000戸	0000戸（000戸）	0000戸（000戸）
3. 定期供給設備点検	0000戸	0000戸（000戸）	0000戸（000戸） うち拒否数 00戸（00戸）
4. 定期消費設備調査	0000戸	0000戸（000戸）	当年調査 0000戸（000戸） うち完了数 0000戸（000戸） 拒否数 00戸（00戸） 不在数 00戸（00戸） 当年再調査 00戸（00戸） うち完了数 00戸（00戸） 拒否数 00戸（00戸） 不在数 00戸（00戸）
5. 周 知	0000戸	0000戸（000戸）	0000戸（000戸） うち書面配布 0戸（0戸） 電子メール 0戸（0戸） ファイル記録 0戸（0戸） 記録媒体 0戸（0戸）
6. 緊急時対応	0000戸	0000戸（000戸）	00戸（00戸）
7. 緊急時連絡	0000戸	0000戸（000戸）	00戸（00戸）

3. 役員又は構成員の変更の内容

変 更 の 内 容
令和□□年□□月□□日開催の株主総会において役員の変更 取締役□□ □□が定年により退任し、取締役◇◇ ◇◇が就任

- (備考) 1 定期消費設備調査の当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。
- 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- (注) 1. 事業所ごとに作成し、事業年度経過後3ヶ月以内に提出すること。
2. 一般消費者等の数は、事業年度末の保安業務の対象となる消費者数を記載すること。
3. 当該事業年度に保安業務を実施した数は、保安機関が事業年度の期間に実際に実施した数を記載すること。(受託分を含む。)